

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 周防大島町は山口県の東南部、瀬戸内海に浮かぶ屋代島諸島で、地形は全般的に山岳起伏で勾配がきつく、海岸部等に狭隘な平地が点在している。気候は、年間平均気温が15.5℃と年間を通じて気候温暖で柑橘の生産に適した地域であり、みかん栽培を中心に水稻・酪農等が営まれている。

しかし、従事者の高齢化、後継者不足等によって優良農地が減少するとともに耕作放棄地が増加の傾向にある中で、観光資源、自然景観が豊かなため、観光事業との関連を考慮し地域に根ざした特産物の振興や、都市と農村の交流を中心に活気あふれる地域農業の展開を図る。

さらに、今後益々顕著になる農業従事者の高齢化、婦女化を考慮に入れた上で、柑橘を中心として各種関係事業を積極的に導入し、農業生産基盤、農業近代化、生活環境の整備等に努めるものとする。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。

2 周防大島町の農業構造は、第2種兼業化が進み、農業従事者の高齢、婦女化の傾向を強めている。このような中で、農道、用排水路の改良整備及び構造改善等による区画整理等を推進して、作業の省力化と経営の近代化を図るとともに、経営の安定と後継者の育成確保に努める為、農業経営基盤強化促進事業を中心に農地の流動化に努める。

3 周防大島町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、周防大島町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたりの年間農業所得概ね250万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 周防大島町は、将来の周防大島町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、周防大島町は農業協同組合、農業委員会、農林水産事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うために設置した、周防大島地域担い手育成総合支援協議会及びその実務機能を担う周防大島担い手支援センターを中心に、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の周防大島担い手支援センターが主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項)の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して農用地の利用の効率化・高度化を推進する。

柑橘においては、認定農業者、認定新規就農者及び定年帰農などの重層的な担い手の育成を図るとともに、樹園地の中間保有体制の確立や基盤整備を導入して柑橘産地の継承を推進する。水田農業等土地利用型農業が主である集落では、意欲のある個別経営体に集積を進める。効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)、及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体(以下「認定就農者」という。)の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及

び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林水産事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」と整合が取れるよう推進する。

法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度、法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、周防大島町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 周防大島町は周防大島地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農林水産事務所の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 周防大島町における新規就農者数の推移を見ると、近年 5 カ年の就農状況は年間 9 名程度で推移しており、平成 24 年度以降は国の青年就農給付金の開始等に伴い、町外からの若い年代の就農希望者が増加傾向にある。

青年等の就農者の確保・育成に当たっては、今後の周防大島町の農業の発展を図るため、農業・農村の生産と生活の条件整備を促進するとともに、就農促進のための支援等の一層の充実強化を図り、農業者をはじめ関係機関及び団体が一体となって取り組んでいくことが重要である。

周防大島町は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本町及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 7 割以上の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 175 万円以上）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
土地利用型単一	水稲＋作業受託 水稲＝10.0ha 作業受託 (延べ10.5ha 基幹3作業)	農舎 80㎡ トラクタ(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニユアスプレッダ 1台 ライムソワー 1台 軽トラック 1台 <その他> ・水稲は経営所得安定対策交付金を含む ・乾燥調製は個人	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・水稲経営面積のうち60%は借地	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
	柑橘 柑橘＝1.5ha 極早生＝0.1ha 早生＝0.3ha 普通＝0.8ha せとみ＝0.2ha (うちハウス0.1ha) 南津海＝0.1ha (うちハウス0.1ha)	農舎 50㎡ 貯蔵庫 45㎡ 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 栽培ハウス 2,000㎡	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
土地利用型複合	水稲＋イチゴ 水稲＝9.0ha イチゴ＝1,500㎡	農舎 80㎡ トラクタ(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニユアスプレッダ 1台 ライムソワー 1台 軽トラック 1台 栽培ハウス 1,500㎡ 育苗ハウス 500㎡ 山口型高設栽培システム 一式 暖房機 一式 予冷库 一式 動力噴霧器 1台 <その他> ・水稲は経営所得安定対策交付金を含む ・イチゴは補助事業導入 ・乾燥調製は個人	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・水稲経営面積のうち60%は借地	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
	水稲+たまねぎ+キャベツ 水稲=12.5ha たまねぎ=40a キャベツ=40a	農舎 80㎡ トラクタ(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ライムソワー 1台 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 <その他> ・水稲は経営所得安定対策交付金を含む ・乾燥調製は個人	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・水稲経営面積のうち60%は借地	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
	水稲+アスパラガス 水稲=11.0ha アスパラガス=13a	農舎 80㎡ トラクタ(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ライムソワー 1台 軽トラック 1台 パイプハウス 1,300㎡ 動力噴霧器 1台 <その他> ・水稲は経営所得安定対策交付金を含む ・アスパラガスは補助事業導入 ・乾燥調製は個人	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・水稲経営面積のうち60%は借地	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
	水稲+花き(オシナルユリ) 水稲=12.0ha プチソレイユ=1,500㎡	農舎 80㎡ トラクタ(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ライムソワー 1台 軽トラック 1台 ハウス 1,500㎡ 暖房機 1台 予冷庫 1台 動力噴霧器 1台 <その他> ・水稲は経営所得安定対策交付金を含む ・プチソレイユは補助事業導入 ・乾燥調製は個人	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・水稲経営面積のうち60%は借地	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
	水稲+花壇苗 水稲=11.0ha 花壇苗=1,000㎡	農舎 80㎡ トラクタ(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ライムソワー 1台 軽トラック 1台 ハウス 1,000㎡ ベンチ 1式 暖房機 1式 動力噴霧器 1台 <その他> ・水稲は経営所得安定対策交付金を含む ・花壇苗は補助事業導入 ・乾燥調製は個人	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・水稲経営面積のうち60%は借地	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
	水稲＋柑橘 水稲＝9.5ha 柑橘＝1.0ha 極早生＝0.2ha 早生＝0.2ha 普通＝0.5ha せとみ＝0.1ha	農舎 80㎡ 貯蔵庫 35㎡ トラクタ(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ライムソワー 1台 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 <その他> ・水稲は経営所得安定対策交付金を含む ・乾燥調製は個人	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・水稲経営面積のうち60%は借地	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
	水稲＋イチジク 水稲＝12.0ha イチジク＝20a	農舎 80㎡ トラクタ(30PS) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 乗用田植機(6条) 1台 マニュアルスプレッダ 1台 ライムソワー 1台 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 パイプハウス 2,000㎡ <その他> ・水稲は経営所得安定対策交付金を含む ・イチジクは補助事業導入 ・乾燥調製は個人	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・水稲経営面積のうち60%は借地	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止
施設単一	イチゴ イチゴ＝3,500㎡	農舎 50㎡ 高施設 3,500㎡ パイプハウス 3,500㎡ 電照装置 1式 暖房機 1式 軽トラック 1台 <その他> ・補助事業導入	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・農繁期における臨時雇用従事者の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
	苗物(花壇苗等) 花壇苗＝2,000㎡	農舎 80㎡ 鉄骨ハウス 2,000㎡ ベンチー式 2,000㎡ 暖房機 1式 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 <その他> ・補助事業導入	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・農繁期における臨時雇用従事者の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
	カーネーション カーネーション＝2,000㎡	農舎 80㎡ 鉄骨ハウス 2,000㎡ 点滴養液施設 1式 暖房機 1式 灌水施設 1式 動力噴霧器 1台 予冷库 1式 軽トラック 1台 <その他> ・補助事業導入	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・農繁期における臨時雇用従事者の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
	バラ バラ=2,000 m ²	農舎 80 m ² 鉄骨ハウス 2,000 m ² ロックウール 1式 暖房機 1式 灌水施設 1式 動力噴霧器 1台 予冷庫 1式 軽トラック 1台 <その他> ・補助事業導入	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・農繁期における臨時雇用従事者の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
土地利用型複合	水稲+大豆+小麦 +飼料用米 水稲=7.0ha 大豆=7.0ha 小麦=6.0ha 飼料用米=2.0ha	農舎 100㎡ トラクタ(40PS) 1台 トラクタ(30PS) 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレーヤー 1台 水稲播種機 1台 田植機(6条) 1台 溝堀機 1式 サブソイラー 1台 施肥播種機 1台 ローラ 1台 カルチ 1台 軽トラック 1式 <その他> ・水稲、大豆、麦は各種交付金を含む ・乾燥調製はライスセンター委託 ・大豆の刈取りは委託	・複式簿記記帳の実施 ・体質強化のための自己資金の充実	・給料制、休日制の導入 ・従業員の社会保険への加入 ・主たる従事者3名
	水稲+大豆+小麦 +たまねぎ+キャベツ 水稲=7.0ha 大豆=5.0ha 小麦=4.0ha 飼料用米=2.0ha たまねぎ=1.0ha キャベツ=1.0ha	農舎 100㎡ トラクタ(40PS) 1台 トラクタ(30PS) 1台 乗用管理機 1台 ブームスプレーヤー 1台 水稲播種機 1台 田植機(6条) 1台 溝堀機 1式 サブソイラー 1台 施肥播種機 1台 ローラ 1台 カルチ 1台 軽トラック 1式 <その他> ・水稲、大豆、麦は各種交付金を含む ・乾燥調製は個人 ・たまねぎ、キャベツの定植は機械をリース ・たまねぎの収穫は機械をリース	・複式簿記記帳の実施 ・体質強化のための自己資金の充実	・給料制、休日制の導入 ・従業員の社会保険への加入 ・主たる従事者3名
施設単一	バラ バラ=8,000㎡	農舎 80㎡ 鉄骨ハウス 8,000㎡ ロックウール 1式 暖房機 1式 灌水施設 1式 動力噴霧器 1台 予冷库 1式 軽トラック 1台	・複式簿記記帳の実施 ・体質強化のための自己資金の充実	・給料制、休日制の導入 ・従業員の社会保険への加入 ・主たる従事者3名
畜産単一	肉用牛(肥育) 肥育牛=350頭 飼料作=9ha(延べ)	農舎 50㎡ 牛舎 1,000㎡ 堆肥舎 570㎡ トラクタ(50PS) 1台(共同利用) トラック(2t) 1台(共同利用) マニユアスプレッダー(2t) 1台(共同利用) ロールペーラー 1台(共同利用) ペールラッパ 1台(共同利用) モアコンディショナー 1台(共同利用) フロントローダー 1台 自動給餌機 1式 <その他> ・出荷時体重(去勢)798kg以上、肉質等級B2~B3 ・飼料作物10a当たり生産量5,600kg以上 ・飼料作物の作付体系は、スーダングラス+イタリアンライグラス	・複式簿記記帳の実施 ・体質強化のための自己資金の充実	・給料制、休日制の導入 ・従業員の社会保険への加入 ・主たる従事者3名

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、第2で示した効率的かつ安定的な農業経営の指標を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
園芸単一	イチゴ イチゴ=2,000㎡	農舎 50㎡ 高施設 2,000㎡ パイプハウス 2,000㎡ 電照装置 1式 暖房機 1式 軽トラック 1台 <その他> ・補助事業導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	アスパラガス アスパラガス=1,700㎡	農舎 60㎡ パイプハウス 1,700㎡ 動力噴霧器 1台 軽トラック 1台 <その他> ・補助事業導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	苗物(花壇苗等) 花壇苗=1,300㎡	農舎 80㎡ 鉄骨ハウス 1,300㎡ ベンチー式 1,300㎡ 暖房機 1式 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 <その他> ・補助事業導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	カーネーション カーネーション=1,300㎡	農舎 80㎡ 鉄骨ハウス 1,300㎡ 点滴養液施設 1式 暖房機 1式 灌水施設 1式 動力噴霧器 1台 予冷库 1式 軽トラック 1台 <その他> ・補助事業導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	キク キク=2,000㎡	農舎 80㎡ 鉄骨ハウス 2,000㎡ 点滴養液施設 1式 暖房機 1式 灌水施設 1式 動力噴霧器 1台 予冷库 1式 軽トラック 1台 <その他> ・補助事業導入	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
	ぶどう ぶどう=40a	農舎 80㎡ ぶどう棚 4,000㎡ トンネルメッシュ 4,000㎡ 動力噴霧器 1台 自走式運搬機 1台 ハンマーナイフモア 1台 軽トラック 1台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
園芸単一	柑橘 柑橘=1.0ha 極早生=0.1ha 早生 =0.3ha 普通 =0.4ha せとみ =0.1ha 南津海 =0.1ha	農舎 50㎡ 貯蔵庫 35㎡ 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
園芸複合	柑橘+ぶどう 柑橘=0.7ha 極早生=0.1ha 早生 =0.2ha 普通 =0.4ha ぶどう=0.2ha	農舎 50㎡ 貯蔵庫 35㎡ 軽トラック 1台 動力噴霧器 1台 ぶどう棚 30a トンネルメッシュ 30a ハンマーナイフモア 1台	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
畜産複合	肉用牛(繁殖)+水稲 繁殖牛=15頭 子牛 =11頭 飼料作=3ha (延べ面積) 水稲=1.0ha	農舎 80㎡ 牛舎 160㎡ 堆肥舎 60㎡ トラクタ(50PS) 1台(共同利用) トラック(2t) 1台(共同利用) マニュアルスプレッダー(2t) 1台(共同利用) ロールベアラー 1台(共同利用) モアコンディショナー 1台(共同利用) ベールラッパ 1台(共同利用) <その他> ・水稲の田植え、収穫、乾燥調製は委託 ・分娩間隔 12.5ヶ月、初産月齢 23.5ヶ月 ・飼料作物 10a 当たり生産量 5,600kg 以上 ・飼料作物の作付体系は、スーダングラス+イタリアンライグラス ・稲わらは、全て粗飼料、敷料利用	・複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
おおむね 50%	

○効率的かつ安定的な農業経営の集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約化の割合が高まるように努めるものとする。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェア目標」は、耕作面積に占める認定農業者（特定農業法人を含む）、認定就農者、市町基本構想の水準到達者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農が、所有権、利用権、作業委託（基幹3作業）により経営する面積の割合。

2 目標年次は、令和5年度末とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、周防大島地域担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、周防大島町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

周防大島町は、山口県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、周防大島町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

周防大島町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは

利用権の設定等を行う場合には、当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
 - ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
 - ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- (2) 利用権の設定等の内容
- 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。
- (3) 開発を伴う場合の措置
- ① 周防大島町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
 - ② 周防大島町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可規準に従って許可し得るものであること。
- (4) 農用地利用集積計画の策定期間
- ① 周防大島町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
 - ② 周防大島町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。
- (5) 要請及び申出
- ① 周防大島町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、周防大島町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 周防大島町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。
- (6) 農用地利用集積計画の作成
- ① 周防大島町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 周防大島町は、(5)の②から④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、周防大島町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 周防大島町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。
- (7) 農用地利用集積計画の内容
- 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。
- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意町の農業委員会に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意
 - 周防大島町は農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。
 - ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。
- (9) 公告
 - 周防大島町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を周防大島町の掲示板への掲示により公告する。
- (10) 公告の効果
 - 周防大島町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。
- (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
 - 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。
- (12) 農業委員会への報告
 - 周防大島町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（農地法第6条の2第1項）があった場合は、その写しを周防大島町農業委員会に提出するものとする。
- (13) 紛争の処理
 - 周防大島町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。
- (14) 農用地利用集積計画の取消し等
 - ① 周防大島町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を構ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
 - ② 周防大島町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれら権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
 - ③ 周防大島町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を周防大島町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
 - ④ 周防大島町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

- ⑤ 周防大島町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。周防大島町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

周防大島町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、認定農業者及び特定農業団体等担い手へ集積が既に進んでいる地区等においては、その地区を一部除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規定の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を周防大島町に提出して、農用地利用規程について周防大島町の認定を受けることができる。

② 周防大島町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 周防大島町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を周防大島町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されてないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利

用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 周防大島町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規定は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の観奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう観奨することができる。

② ①の観奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該地区内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 周防大島町は認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 周防大島町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、周防大島地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

周防大島町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん

農業協同組合は農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業受委託のあっせんに努めるとともに農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

周防大島町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

周防大島町は、関係機関・団体と連携して就農啓発活動、相談会等を実施し、就農希望者に対する就農関連情報の提供を積極的に行うとともに、周防大島地域担い手育成総合支援協議会における就農促進会議の開催等により、農地や住居などの就農相談や就農地、経営内容、研修先等の調整を行う。

また、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農に向けた計画策定等を支援するとともに、国・県等による関連事業の効果的な活用等により、新規就農者の経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、認定就農者については、経営指導等のフォローアップを行い、認定農業者への計画的な誘導を図る。

さらに、これらの取り組みを一体的に行うため、周防大島町・農林水産事務所・農業協同組合で組織する周防大島担い手支援センターを設置し、町内外からの新規就農希望者や定年退職者を中心に、柑橘の栽培技術習得を目指す「みかんいきいき営農塾」や野菜などの栽培技術習得を目指す「JA生き活き帰農塾」等の就農支援研修事業を実施する。

なお、就農に向けた情報提供及び就農相談、栽培技術や経営ノウハウの習得、就農後のフォローアップ等については、公益財団法人やまぐち農林振興公社、農林水産事務所、農業委員会、農業協同組合等と連携し、役割を分担しながら取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

周防大島町は、1 から 6 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営の基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 周防大島町は園内作業道等農業生産基盤整備関連事業の推進を通じて効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 周防大島町は、グリーンツーリズム関連事業の推進によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 周防大島町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。
- エ 周防大島町は中山間地域等直接支払事業の推進によって高齢化等による担い手不足対策に努め、望ましい農業経営の育成を図ることとする。
- オ 周防大島町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

周防大島町は、農業委員会、農林水産事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、周防大島地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、周防大島町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和3年2月15日から施行する。

別紙1（第5の1（1）⑥ 関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれに定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項の規定による地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる要件
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年・6年・9年・12年（農業者年金制度関連の場合は12年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）のいずれかとする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて当該期間とすることが相当でない認められる場合には、当該期間と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の（1）によるものとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、周防大島町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸賃人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>